

## 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業概要

令和3年(2021年)9月3日  
北海道農政部食品政策課

### 1 事業概要

農林水産物・食品の輸出について、輸出先のニーズに対応したHACCP等(※)の基準を満たすため、食品製造事業者等の施設の改修及び新設、機器の整備や体制整備をはじめ、冷凍食品等の家庭食用化や新たな輸出先国向けに対応するために必要な製造ラインや保冷庫の整備や導入、衛生管理強化のためのコンサル費など要する経費を支援する。

※ ISO(国際標準化機構)、GFSI(世界食品安全イニシアティブ)承認規格、有機JAS、FSMA(米国食品安全強化法)への対応、ハラール、コーシャ等

### 2 交付対象者の要件

(1) 交付先：都道府県等(都道府県又は、食料産業局長が認める団体)

(2) 事業実施主体：食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等

※ 法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合、交付対象者に含む。

※ 個社支援的な補助事業とする。

※ 事業者規模を要件としない。

### 3 交付対象経費等

#### (1) 施設等整備事業

本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸入条件への対応、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設の整備(改修・修繕を含む。)及び機器の整備に係る経費とする。

ただし、施設の新築及び増築については、掛かり増し分とする。掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸出向けHACCP等の認定・認証取得を行う場合の経費からHACCP等の認定取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。(新築及び増築ともに、新たに施設を整備することから、新たに国内HACCP等(危害要因分析必須管理点)衛生基準をクリアできる施設を整備した場合の施設に対して輸出相手先国のHACCP等の認定・認証取得に必要な整備に要する資材等単価の掛かり増し分のみが対象)

※ 対象施設・機器の例

- ・施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修
- ・エアーシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入
- ・温度管理を要する装置・設備の導入
- ・家庭食向けのパッキング設備の導入

等

#### (2) 効果促進事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に係る費用、輸出向けHACCP等導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、(1)の施設・機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費とする。ただし、(1)の交付対象事業費の20%以内とする。(海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用は除く。)

#### 4 交付率、交付の上限額・下限額

##### (1) 交付率

施設等整備事業及び効果促進事業の交付率は、次の①の場合は1/2以内、  
②の場合は3/10以内とする。

なお、②については、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号)第二項で規定される中小企業者又は小規模事業者のことをいう。)及び法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体(製造・加工、流通等の事業を行う場合に限る)の取組を対象とする。

##### ① 交付率1/2以内

輸出先国の規制等への対応を行うため、本事業により以下のアからウまでに定める輸出向けHACCP等の認定・認証を取得する場合(既に輸出向けHACCP等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を含む)

ア 輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定取得を行う場合

イ 輸出に対応するために必要な以下のa又はbの認証取得を行う場合

a ISO22000、GFSI承認規格(FSSC22000、SQF、JFS-C等)、FSMA(米国食品安全強化法)への対応、ハラール・コーシャ

b JFS-B、有機JAS等

ウ 上記ア又はイに定める輸出向けHACCP等の認定・認証を既に取得している事業者であり、事業実施計画において以下のcからeまでに定める認定・認証範囲の追加等を行う場合

c 認定・認証品目の追加

d 認定・認証製造ライン等の追加・変更

e 認定・認証対象エリア等の追加・変更

##### ② 交付率3/10以内

上記①以外の取組の場合

(例：輸出先国のニーズ対応を行うが、本事業により輸出向けHACCP等の認定・認証を取得しない場合)。

##### (2) 交付の上限額・下限額

1事業申請あたりの交付金は、以下のとおりとする。

令和2年度補正：上限5億円、下限250万円

※ 複数の施設・機器を導入する場合、導入する機器を一式と考え、その合計額を交付対象事業費とすることができる。

**国** ⇒ **北海道(本庁、(総合)振興局)** ⇒ **市町村** ⇒ **事業実施主体**

#### 5 成果目標

事業実施計画期間は5年とする。成果目標は、各事業実施主体が事業実施計画に記載した事業実施計画の最終年度における輸出の増加額とし、目標年度における輸出額を、現状と比較して1千万円以上増加させることとする。

#### 6 採択基準及び配分基準

##### (1) 主な採択基準

・ GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)に登録していること。

・ 全体事業費※が1千万円を超える場合は、交付対象事業費に充てるために金融機関またはその他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費※の10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること。

- ※全体事業費とは、施設等整備事業と効果促進事業の事業費の合計額をいう。
- ・ 事業実施主体においてHACCPチームが編成されていること。なお、チームメンバーにはHACCP研修受講者を必ず含むこと(本事業により輸出拡大に取り組む品目が食品の場合に限る)。
  - ・ 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目(製品)について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。
  - ・ これまでに本事業又は類似事業(HACCP対応のための施設改修等支援事業等)を実施した者にあつては、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること。
  - ・ その他、ハード事業に係る一般的な基準(事業実施主体の財務状況が安定した事業運営が可能であると認められること等)を満たすこと。

等

## (2) 配分基準

事業実施計画書の内容を元に配分基準に基づく採点(ポイント加算)を行い、ポイントの合計値が高い事業者から順に採択を行う(合計値は最大30ポイント)。なお、ポイントが15ポイント以上の事業実施計画を採択対象とする。

### 【配分基準の主な評価項目】

- ・ 直近3年の輸出実績の有無
- ・ 取得済の輸出向けHACCP等の認定・認証※の有無  
※政府機関が定める輸入条件(EU-HACCP等)、ISO22000、JFS-C等
- ・ 「輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)の認定規定」に基づくGFPグローバル産地計画の認定の有無
- ・ 輸出目標額
- ・ 輸出向けHACCP等の認定・認証の取得予定の有無  
※政府機関が定める輸入条件(EU-HACCP等)、ISO22000、JFS-C等
- ・ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に位置づけられた品目の輸出拡大の有無
- ・ 輸出向けHACCP等の認定・認証の取得に向け、事業実施計画の策定に当たり、品質・衛生管理専門家を活用した調査・検討を実施していること。
- ・ 都道府県ポイント(地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか)等
- ・ 本事業の事業実施計画において、輸出向けHACCP等の認定・認証の取得予定としている事業者は、本事業の成果目標年度までに当該認定・認証を取得の上、輸出拡大に取り組まなければならない。
- ・ 事業実施の翌年度から成果目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を行い、事業実施状況を都道府県等に報告しなければならない。

## 7 留意事項

- ・ 本事業終了時において事業実施計画で取得予定としているHACCP等の認定・認証を取得していない事業者は、本事業終了後にあつても、事業実施計画に基づいてHACCP等の認定・認証を取得し、事業の目的が達成されるよう取り組まなければならない。
- ・ 事業実施計画の策定に当たっては、品質・衛生管理専門家等の活用が施設認定を取得するために効果的であり、品質・衛生管理専門家を活用するなどして施設認定の取得に向けた調査・検討を十分に行うことが必要である。このため、専門家の活用、指導内容及びその対応状況等が分かる書面を提出すること等により、十分な調査・検討を行った上で申請することとする。

- ・見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討することとする。
- ・交付の対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- ・過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めることとする。
- ・事業の実施に当たり、建築基準法等に基づく確認、農地法等に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、あらかじめ関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。
- ・事業実施期間は、令和4年3月31日まで（令和4年度への繰越は不可）

## 8 今後のスケジュール

- 令和3年9月3日(金)：需要額調査開始(市町村経由)  
 9月24日(金)：(総合)振興局需要額調査締め切り(事業実施計画書提出)  
 9月28日(火)：農政部要望調査締め切り  
 10月1日(金)：北海道農政事務所要望調査報告(事業実施概要協議)  
 11月下旬：内報  
 12月上旬：事業実施計画協議  
 12月下旬：補助金内示  
 令和4年1月下旬：補助金交付申請

## 9 調査様式

- ・様式1 調査票
- ・様式2 事業実施計画書(その1)
- ・様式2 事業実施計画書(その2～8)

## 10 事業採択

この事業は、事業実施計画の確実性、有効性、波及性、事業効果、費用対効果の総合評価により、応募のあった全国の事業者から評価順に採択されます。

## 11 問い合わせ先

この事業は、道から市町村を経由した間接補助事業です、最寄りの市町村(産業、商工担当課)を通じて(総合)振興局産業振興部農務課にお問い合わせください。

北海道農政部食の安全推進局  
 食品政策課(多田、神)  
 TEL 011-204-5432